

# 著作者人格権に係る契約条項の在り方

令和6年度著作権委員会第1部会

竹内 亮、中 富雄、生塩 智邦、大久保 秀人、  
岡村 祥有、後藤 正二郎、瀬戸口 克、  
保田 真帆子、山口 康明、山本 竜也

## 要 約

日本弁理士会の令和6年度著作権委員会の第1部会は、諮問事項「著作権に関する諸課題についての調査・研究及び提言」に基づいて、我が国の著作権契約における著作者人格権の条項の在り方についての調査、研究を行ったところ、その成果を報告するものである。一般の実務において、著作者人格権に係る契約条項は、著作者に対して包括的に著作者人格権を行使することを禁じる契約を締結する例が多い。各委員が直接、間接に接したり、他の実務家等から教示を受けたりした例を収集し、研究を行った。その結果、著作者に対して包括的に著作者人格権を行使することを禁じる以外の余地もあることを明らかにした。

## 目次

1. 本稿の趣旨と研究課題
2. 著作者人格権の代表的な条項例の調査
3. 著作者人格権の条項の研究
  3. 1 対象者の観点からの検討
    3. 1. 1 2者間契約について
    3. 1. 2 第1の種類の射程範囲について
    3. 1. 3 第2の種類の射程範囲について
    3. 1. 4 第2の種類の射程範囲の考察
  3. 2 著作者人格権の種類からの検討
    3. 2. 1 公表権
    3. 2. 2 氏名表示権
  3. 3 支分権の観点からの検討
    3. 3. 1 複製権、上演権・演奏権、上映権、口述権、翻訳・翻案権、頒布権
    3. 3. 2 公衆送信権・伝達権
    3. 3. 3 展示権、譲渡権、貸与権
  3. 4 著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点からの検討
    3. 4. 1 出版
    3. 4. 2 建築設計
    3. 4. 3 広告制作
    3. 4. 4 ソフトウェア開発
    3. 4. 5 音楽
    3. 4. 6 マンガ、ゲーム又は単体のキャラクターのイラスト
4. 著作者人格権についての契約条項例についての提言
  4. 1 対象者の観点からの提言
  4. 2 著作者人格権の種類からの提言
  4. 3 支分権の観点からの提言
  4. 4 著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点から提言
5. まとめ

## 1. 本稿の趣旨と研究課題

本稿は、日本弁理士会の令和6年度著作権委員会の第1部会（以下、「第1部会」という。）における研究成果を報告するものである。第1部会では、諮問事項「著作権に関する諸課題についての調査・研究及び提言」に基づいて、我が国の著作権契約における著作者人格権の条項の在り方についての調査、研究を行った。

一般の実務において、著作者人格権に係る契約条項は、著作者に対して包括的に著作者人格権を行使することを禁じる契約を締結する例が多い。このような包括的な著作者人格権の行使の禁止の定めはクリエイターである著作者にとっては公平性を欠く場合もありうる。他方で、権利行使の包括的な禁止以外の選択肢についてどのようなものがあるかについては、これまで十分な議論がなされているとはいえない面もあり、包括的な権利行使の禁止以外の選択肢を採用しにくいという実情もみられるところである。

そこで、著作者人格権の契約条項について、クリエイターの権利保護の観点から検討し、包括的に行使を禁ずることに代えて、ケース・バイ・ケースで著作者人格権の行使のあり方を定める契約例を収集し、その具体的な条項例を提示した。その上で、当該収集した条項例を参照しながら、理論的な分類及び分析を行い検討した。

## 2. 著作者人格権の代表的な条項例の調査

第1部会では、各委員が直接、間接に接したり、他の実務家等から教示を受けたりした例について、本研究に必要な範囲で整理した。なお、一部、実際の契約書の文言を抽象化する等していることにご留意頂きたい。

まず、代表的な条項例について条項を挙げて概観する。

### ①類型1 全部禁止型（契約相手に対し）

乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

これは、現在行われている契約において幅広く見られるものであり、著作者は、著作者人格権の行使を契約の相手方に対して一切行使することができず、契約の相手方は、当該著作物の改変等が制限なく許され、また著作者の氏名表示についても必要とされない類型である。

### ②類型2 全部禁止型（契約相手以外も含む。）

乙は甲、甲の関係会社及び、甲の取引先に対して成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう）を行使しないものとする。

これは、禁止の内容は①類型1と同じであるが、行使が禁止される相手方が契約相手だけでなく契約相手の取引先等に拡大している。

### ③類型3 限定型（クリエイターの意向確認型）

（当社とCM制作者との利害調整）

本件業務において、本契約第〇条の再委託先等が制作した成果物（以下、「再委託先等による著作物」という。）について生じた著作権については、本契約第〇条に基づく支払が委託者により完了されたときは、受託者は、支払いの対価として、成果物制作にかかる委託の目的を委託者が達成することができるように配慮し、受託者の責任において、当該再委託先等による著作物に関する著作財産権について、委託者に利用を許諾させるものとする。この許諾の範囲については、委託者および受託者において別途協議の上決定し書面により合意するものとする。利用が許諾された場合には、受託者は、特段再委託先等の意思に反しない限り、再委託先等に著作者人格権を行使させないものとする。

この類型においては、著作者人格権の全部の行使を禁止する原則を置きながら「特段再委託先等の意思に反しない限り」という制限を付して、再委託先の意思に反する場合には、再委託先の著作者人格権の当事者間で許容される条項となっている。

### 3. 著作者人格権の条項の研究

本研究において主な対象とするのは、②類型2のような当事者の問題及び③類型3のような全部禁止でない条項についてである。分析においては、視点を4つ設定した。対象者の観点からの検討、著作者人格権の種類からの検討、支分権の観点からの検討、著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点からの検討である。以下、それぞれについて述べる。

#### 3. 1 対象者の観点からの検討

多くの契約の当事者は、著作物創作の発注者（著作権の譲渡を受ける将来の著作権者、以下「甲」）と著作物創作の受注者（著作者、以下、「乙」）である。2者間の契約では、甲（将来の著作権者）は乙（著作者）から著作権（支分権）を譲受する。なお、これら2者に加え、将来の著作物利用者をも含めた3者以上を当事者とする契約は少数である。本稿では、2者間の契約について検討し、3者間の契約については割愛する。

##### 3. 1. 1 2者間契約について

乙（著作者）と甲（将来の著作権者）の2者による契約については、主に2つの類型がみられる。第1の類型は、著作者による著作者人格権行使が制限される相手方の範囲が甲のみである類型、第2の類型は、行使が制限される相手方の範囲が甲に加え、甲の利害関係者（甲に由来する著作物の想定される利用者）にまで広げられている類型である。甲の利害関係者には、「甲の関係会社」「甲の取引先、販売先」「甲のライセンサー」「甲の指定する第三者」等が挙げられる。

##### 3. 1. 2 第1の類型の射程範囲について

第1の類型は、著作者による著作者人格権行使が制限される相手方の範囲が甲のみである類型である。収集した条項の中には、例えば「乙は、甲対して著作者人格権を行使しないものとする」といったような、限定のあるものが存在する。

##### 3. 1. 3 第2の類型の射程範囲について

第2の類型は、行使が制限される相手方の範囲が甲に加え、甲の利害関係者（甲に由来する著作物の想定される利用者）にまで広げられている類型である。収集した条項の中には、甲以外の対象者について限定があるものと、甲以外の対象者について限定がないものが存在する。甲以外の対象者について限定があるものとしては、例えば「乙は、甲又は甲の指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする」といったような、限定のあるものが存在する。また、対象者について限定がないものとしては、例えば「乙は、著作者人格権を行使しないものとする。」ものが存在する。

##### 3. 1. 4 第2の類型の射程範囲の考察

第2の類型の射程範囲において、対象者の限定がある条項と対象者の限定がない条項の相違を考察する。対象者の限定がない条項に比べて、対象者の限定がある条項は、一見すると限定的適用がされるために、その他の者へは権利行使ができる趣旨として、著作者に配慮した条項にも見える。

しかしながら、本来、契約は当事者間のみを拘束するものであるから、「乙は著作者人格権を行使しないものとする。」との条項は、原則として「甲に対して」と解されることが多いと考えられる。そうすると、甲と無関係な第三者による明らかな著作者人格権侵害に対して権利行使した場合、当該第三者への権利行使は甲との契約によ

でも制限されないと解釈される。当該第三者は契約の相手方ではないから、当該契約に拘束されないからである。

なお、このような場合には甲にとってもむしろ乙の権利行使を求めるとも考えられるから、その権利行使が乙との契約の違反となるか否かも、否定的（乙との契約違反とならない）に解釈される場合があると想定される。

したがって、対象者限定がある条項は、必ずしも限定がない条項と比べて、著作者に有利とは限らず、むしろ対象が広がっており著作者にとって有利ではないと考えられる場合もあることに留意が必要と考えられる。

### 3. 2 著作者人格権の種類からの検討

著作者（乙側）からみた場合に、著作者人格権不行使の条項の制約の程度につき、著作者人格権の種類に従って検討した。

#### 3. 2. 1 公表権

未公表の著作物において問題となるが、無権原の第三者が著作者に無断で未公表の著作物を公表した場合において、著作権が甲に譲渡されているときは、著作者としては著作者人格権を行使するほかなく、その行使が禁止されていた場合には、問題となる。

また、著作権（支分権）を譲渡すると、著作物の公表に同意したと推定される場合があるため（法18条2項各号）、公表権との関係が問題となる。この場合、著作者としては承諾可能な公表の態様等について合意しておくことが望ましい。

#### 3. 2. 2 氏名表示権

演奏権、展示権、公衆送信権などを甲に譲渡又は利用許諾する場合、法19条3項により、著作者名の表示の省略が許される場合があることに留意する。

### 3. 3 支分権の観点からの検討

支分権と著作者人格権の関係は、主に同一性保持権において問題となると思われる。各支分権を利用する際に、変更、削除、その他の改変を受ける場合の有無が異なりうるからである。

#### 3. 3. 1 複製権、上演権・演奏権、上映権、口述権、翻訳・翻案権、頒布権

いずれの場合も、著作物を完全に再現することは難しく、変更、削除、その他の改変を受ける場合がある。変更、削除、その他の改変には、著作者の意に反するものも含まれる恐れがあり、①著作者は、著作者人格権の不行使を契約書に入れるべきでない。②支分権の譲受人の場合、著作者の意に反する変更、削除、その他の改変が何を指すのか明確でないので、著作者人格権の不行使を契約書に入れるべきである。たとえば、イラストの場合は、イラストマニュアルを作成し、改変可能な例を示すとよいと思われる。

また、デジタルデータが存在する著作物（言語・音楽・イラスト・映画・写真等）は変更、切除その他の改変が容易であるため、甲にこれらの支分権の譲渡や利用を許諾する際には、乙としては、同一性保持権の不行使を契約書に入れるべきではない。特に、翻訳・翻案権を許諾等する場合は、同一性保持権との衝突が問題となる。

#### 3. 3. 2 公衆送信権・伝達権

公衆送信される場合には、著作物がデータに変換されることがあるが（例えば、手書きのイラストをデジタルデータ化する。）、この変換は変更に該当し、公衆送信を著作者が望まない場合もあるから、この場合には著作者の意に反することになると考えられる。公衆送信権を譲受する場合には、その過程の変更は許容されているとも解されるが、明確化するため著作者人格権の不行使を契約書に入れるべきである。より問題となるのは、乙が甲に公衆送信のためのデジタルデータへの変換は許諾している場合で、それ以外の改変は制限したいときである。このときは、定型の著作者人格権（同一性保持権）の不行使の規定を入れると矛盾するため、著作者が許諾する改変等を具

体的に規定し、それ以外の改変は認めない旨を明記するのがよいと考えられる。

### 3. 3. 3 展示権、譲渡権、貸与権

いずれの場合も、甲が対象著作物を改変することは想定し難い。そのため、これらの支分権の譲渡や利用許諾等の契約において著作者人格権（同一性保持権）の不行使を規定する必要性は高くない。ただし、展示権に関しては、著作物自体は改変しなくても、展示方法や同時に展示される他の著作物との関係等によっては著作者の意に反する可能性は否定できない。例えば、彫刻や絵画を上下逆さに展示したり、多数の人物写真と共に水墨画を展示したりする場合等である。このような特殊な展示方法が著作者の意に反するとしても著作者人格権（同一性保持権）を行使することは難しいので、甲は、展示方法について著作者人格権とは異なるものとして合意しておくことが考えられる。

### 3. 4 著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点からの検討

当事者の観点、著作者人格権の観点、支分権の観点から分析したが、著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点からも検討をした。具体的に、出版、建築設計、広告制作、ソフトウェア開発、音楽、マンガ、ゲーム又は単体のキャラクターのイラストである。

#### 3. 4. 1 出版

出版の契約においては、著作者保護の必要性が重視され、著作者の許諾が必要となる行為類型が多岐にわたることが多いと考えられる。

甲が出版に適するように、著作物の内容、表現、またはその書名、題号に変更を加える場合には、予めの許諾を必要とする。

出版権の対象としては言語の著作物（小説、詩、随筆、エッセイ等）が多いと思われる。言語の著作物は、他の著作物（例えば、絵画や写真等）よりも著作者が作品の根幹の各要素を忠実に再現することを出版社に期待していると考えられる。このため、出版契約においては、内容や表現等の変更、書名や題号の変更等、出版社が著作者の許諾を必要とする場面を、他の著作物と比較して、広く認める必要があると考えられる。

- 1 甲は、出版使用する管理著作物ごとにその著作物の題名および著作者名を、その出版物に原語もしくは英語または日本語で表示しなければならない。
- 2 甲は、出版使用する管理著作物に、著作権法上、許容される限度を超えた修正または変更を加えないものとする。
- 3 甲は、出版使用する管理著作物ごとに、万国著作権条約にもとづく著作権表示「© 最初の発行年および著作権者名」を付さなければならない。

甲による著作者名、著作権表示の義務が明記されているが、著作者の居住国と出版する国が異なる場合があることと、居住国での周知性とオーファンワークス化回避が背景にあると考えられる。

#### 3. 4. 2 建築設計

建築の分野では発注者甲に増改築、修繕等を広く認めるものが見受けられる。業界慣習上、四会連合約款が民間工事契約においても使用されてきた経緯も影響していると考えられる。

(著作者人格権の制限)

- 1 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
  - 二 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
  - 三 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - 四 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 甲は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、乙の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
- 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
  - 二 本件建築物に乙の実名又は変名を表示すること。
- 3 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

建築の著作物を利用する甲側からすると、「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」（法20条2第2号）の定めを前提として、なお、改変に類すると考えられる行為についても、念のため、契約条項に明記しておく、安心して建築の著作物を利用できるようにしておきたいと考えるであろう。建築については、当該著作物が長期間使用されることで、当然に必要となる修繕や模様替えは、著作者乙からしても、意に反して変更が行われたと考えることは少ないのではないかと考えられるが、建築については上記法20条2項2号により一定の改変が認められるとしても、実際には、「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」に当たるかどうか争われることがある（東京地決令和4年11月25日・同令和4年（ヨ）第22075号参照）。そうすると、著作者からみてもどのような行為が認められる改変かについては、契約条項において明確にしておくべきであろうとも考えられる。

### 3. 4. 3 広告制作

広告制作分野においては、甲は、規模にもよるが商業的な創作として比較的高額な費用の対価として成果物を自由に使いたい要請がある一方で、成果物は広告会社の下請けにおいて制作することが多いと考えられるが、結果として、乙の権利が制限される傾向があるとも考えられる。

しかし、収集した例においては、「特段再委託先等の意思に反しない限り」という限定が付され一定の調整が試みられている。

### 3. 4. 4 ソフトウェア開発

製品に組み込む目的でソフトウェアの制作をソフトウェア制作会社等に委託発注する場合がある。この場合における委託先乙との委託契約における著作者人格権の取り扱いについて検討する。ソフトウェア著作物の納品形態については2つの場合がある。

1つ目は納品物がバイナリ形態である場合であり、2つ目は納品物がソースコードである場合である。納品物がソースコードであっても発注側の製品ソースコードと共にコンパイル、リンクされ、最終的にはバイナリ形態に変換される。

いずれの場合も製品が販売される場合には、納品物であるプログラム著作物は不可読なものとして公表されることとなるが、著作権の譲渡を受けず利用許諾を受けるに過ぎない場合には法18条2項1号の推定を受けないため、念のため公表権について受託者乙と合意しておくことが望ましい。

氏名表示権について、プログラムの著作物は無名で公表されることが通常であるため、この点についても念のため受託者甲と合意しておくことが望ましい。

同一性保持権については法20条1項3号の定めがあるが、バイナリ形態で納品される場合は甲側で改変することは少ないとも考えられる。一方ソースコードで納品された場合は発注者甲側で納品されたソースコードを変更したい要請も強い。したがって、この場合は同一性保持権の不行使条項は必須であると考えられる。

### 3. 4. 5 音楽

例えば、電子楽器やスマートスピーカー等の電子機器に搭載するデモ曲を外注先に委託制作してもらう場合を考える。そのような場合の委託契約書においても条項例のように著作者人格権はひとまとめで規定される場合が多いが、委託制作される楽曲がオリジナル楽曲である場合は包括的な禁止が適当である。公表権については、著作物である楽曲は製品の発表と共に公表されることが多いため通常問題になりにくい。当該製品が開発中止となる場合があるため、著作者自身が発注者の意向に反して公表しないという意味での公表権の不行使条項を規定する必要がある。

氏名表示権については実務的にはケース・バイ・ケースである。著作者乙が著名な作曲家等である場合、著名性を積極的に製品プロモーションに活用するため当然氏名が表示される。他方で多くの場合、著名でない作曲家に制作を再委託することがなされており、氏名表示権についても不行使条項を入れた方がよいと考えられる。

同一性保持権については、多くの場合、納品された楽曲を翻案に至る程度にまで修正することはないが、製品の音響特性に合わせるための微調整がなされる場合がある。そのような場合のトラブルを避けるためにも同一性保持権の不行使条項は規定しておいた方がよいと考えられる。

続いて、既成曲をMIDIデータとして作成する場合である。例えば、カラオケ機器用のカラオケデータや電子ピアノのレッスン曲として内蔵される楽曲データであり、既成曲をそのままの編曲でMIDIデータ化する場合である。この場合、楽曲データを作成した委託先には著作権は発生せず、著作隣接権である実演家の権利およびレコード製作者の権利が発生する（法第89条1項、2項）。したがって、発注元において楽曲を自由に利用したい場合は委託先から実演家の権利およびレコード製作者の権利を取得すべきである（法第103条）。既成曲をMIDIデータとして作成する場合の委託契約の条項は、甲の立場からは次のように規定することが考えられる。

納入物件に関する著作隣接権（著作権法第89条1項および2項に定める権利）は、甲に帰属するものとする。乙は実演家人格権を行使しないものとする。

### 3. 4. 6 マンガ、ゲーム又は単体のキャラクターのイラスト

キャラクターについては、後日、グッズ展開、異なるメディアへの展開、他社とのコラボレーションなど想定されるもの以外に当初は想定していない分野にも利用が拡大する可能性がある。

著作者乙としては支分権とは別に、キャラクターの性格や想定していない（例えば、著作者が嫌悪感を抱くようなもの。）利用がなされるおそれがある。

したがって、キャラクターについては、改変の可能性が高いことから同一性保持権の存否が問題になるといえる。他方で、キャラクターについて著作者を表示するかどうかの問題もありうる。氏名表示権についても問題となりうる。

## 4. 著作者人格権についての契約条項例についての提言

上記のとおり、著作者人格権に係る契約条項について、対象者の観点からの検討、著作者人格権の種類からの検討、支分権の観点からの検討、著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点をそれぞれ行った。それぞれの観点について、提言を行いたい。

### 4. 1 対象者の観点からの提言

対象者の観点からは、対象者限定がある条項は、必ずしも限定がない条項と比べて、著作者に有利とは限らず、むしろ対象が広がっており著作者にとって有利ではないと考えられる場合もあること、差止請求権のみの制限という選択肢があることを提言したい。

#### 4. 2 著作者人格権の種類からの提言

著作者人格権の種類からの検討により、公表権に含まれない展示方法について著作者の意向を尊重することを提言したい。

#### 4. 3 支分権の観点からの提言

支分権の観点からは、各支分権を利用する際に、変更、削除、その他の改変を受ける場合の有無が異なりうることから、①複製権、上演権・演奏権、上映権、口述権、翻訳・翻案権、頒布権②公衆送信権・伝達権③展示権、譲渡権、貸与権の3つのグループに分けられること、デジタルデータの存否が検討に影響することが考えられる。特に、デジタルデータが存在する場合、公衆送信権・伝達権の譲受に関して、詳細に検討することを提言したい。

#### 4. 4 著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点から提言

著作物の種類、業界、ビジネス構造の観点からは、出版、建築設計、広告制作、ソフトウェア開発、音楽、マンガ・ゲーム・単体のキャラクターのイラストについてそれぞれ検討を行ったところ、ジャンルごとに著作者人格権との関係は相当に異なっており、それぞれの特徴が記述された。これらの特徴に留意されたい。また、これらの特徴を前提にこれら以外のジャンルについての検討が可能となるものと思われる。

### 5. まとめ

第1部会の調査・研究からは、著作者人格権の行使について、①類型1のような全部禁止型以外に、②類型2のような全部禁止型及び③類型3のような全部禁止でない型が確認され、活用されていることが分かった。

したがって、著作者人格権の行使について、上記の検討を踏まえ、各観点から必要な範囲に限って行使を制限する形での合意とすることにより、現在広く見られる包括的に行使を禁止する合意に比べて、クリエイターの権利を保護する観点から、適切な権利の調整が図られるものと考えられ、そのような合意の形態が模索されるべきものと考えられる。

(原稿受領 2025.10.17)